平成十一年度	○・三〇〇
平成十二年度	○・二五〇
平成十三年度	○・二〇二
平成十四年度	○・一五六
平成十五年度	○・一三九
平成十六年度	○・一二三
平成十七年度	○・一〇三
平成十八年度	○・〇八五
平成十九年度	○・〇六九
平成二十年度	○・〇五四
平成二十一年度	○・〇四二
平成二十二年度	○・〇二九
平成二十三年度	○・〇二〇
平成二十四年度	○・〇一三
平成二十五年度	○・〇〇七
平成二十六年度	○・〇〇三
平成二十七年度	○・〇〇二
平成二十八年度	○・〇〇一

平成十一年度	○・二九九
平成十二年度	○・二四九
平成十三年度	○・二〇一
平成十四年度	○・一五五
平成十五年度	○・一三八
平成十六年度	○・一二二
平成十七年度	○・一〇二
平成十八年度	○・〇八四
平成十九年度	○・〇六八
平成二十年度	○・〇五三
平成二十一年度	○・〇四一
平成二十二年度	○・〇二八
平成二十三年度	○・〇一九
平成二十四年度	○・〇一二
平成二十五年度	○・〇〇六
平成二十六年度	○・〇〇二
平成二十七年度	○・〇〇一
（新設）	（新設）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第六号及び第二項、第六十三条第一項第八号及び第二項並びに第八十二条、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十九条第一項、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十七条、地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第十条並びに職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第十九条の規定に基づき、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

厚生労働大臣　根本　匠

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章　（略）	第一章～第三章　（略）